

調査事項「24 生活時間について」におけるスマートフォン・パソコンなどの記入定義
(調査票A)

令和3年調査では、調査票Aの調査事項「24 生活時間について」において、スマートフォン・パソコンなどの使用状況を15分ごとに把握することで、スマートフォン等の使用と生活時間をクロスした分析が可能となるなどデータの有用性が高まり、また、スマートフォン等の情報通信機器の日常生活への密着性を把握することができる。

行動の種類		0時	30	1時	30	2時	30	3時	30	4時	30	5時	30	6時
午前	1 睡眠	▶												1
	2 身の回りの用事	▶												2
	3 食事	▶												3
	4 通勤・通学	▶												4
	5 仕事	▶												5
	6 学業	▶												6
	7 家事	▶												7
	8 介護・看護	▶												8
	9 育児	▶												9
	10 買い物	▶												10
	11 移動(通勤・通学を除く)	▶												11
	12 テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	▶												12
	13 休養・くつろぎ	▶												13
	14 学習・自己啓発・訓練(学業以外)	▶												14
	15 趣味・娯楽	▶												15
	16 スポーツ	▶												16
	17 ボランティア活動・社会参加活動	▶												17
	18 交際・つきあい	▶												18
	19 受診・療養	▶												19
	20 その他	▶												20
追加	スマートフォン・パソコンなどの使用	▶												ア
		▶												イ
一緒にいた人	a 一人で	▶												a
	b 家族	▶												b
	c 学校・職場の人	▶												c
	d その他の人	▶												d

《記入定義① 「行動の種類」(主行動)との関連性》

スマートフォン・パソコンなどの使用は、その目的については通信利用動向調査(総務省)においてすでに把握されているため、令和3年調査では、スマートフォン等の情報通信機器の日常生活への密着性を把握する観点から、「行動の種類」(主行動)との関連にかかわらず使用した場合に回答することと整理

《記入定義② 「使用した」と回答する基準》

スマートフォン・パソコンなどを「使用した」とは、調査対象者において瞬間的な使用を記憶し回答することは困難と考えられることから、回答単位の15分のうち、おおよそ半分以上の時間で使用した場合とする。

《記入定義③ 「使用」の定義》

「使用」の定義については、以下のとおり整理する。

定義①：操作する、見る、聞くといった、意識をして使用している。

(記録を取るために、歩数計アプリや睡眠分析アプリを起動させているだけの場合は含めない。)

定義②：仕事、学業を目的とした使用を含む。

(参考)

- ・平成28年調査の調査票Aにおける「23 スマートフォン・パソコンなどの使用について」では、使用目的を細かく問うことが主であったため、仕事、学業を除いていた。
- ・欧州生活時間調査2018ガイドライン (Eurostat) では、仕事、学業を含めている。

定義③：インターネット接続による使用に限定しない。

(参考)

- ・平成28年調査の調査票Aにおける「23 スマートフォン・パソコンなどの使用について」では、電卓、メモ帳、スケジュール管理機能などのインターネットに接続せず使用している場合を除いていた。
- ・欧州生活時間調査2018ガイドライン (Eurostat) では、インターネット接続の有無の区別はされていない。
- ・現在、WiFiの普及などインターネットがいつでもどこでも利用可能な環境になりつつあり、また、スマートフォン等の用途が多様化している中で、一般的にインターネット接続の有無を意識して使用している者は少ないと考えられる。